



平成15年度から

65歳以上のみなさんの 介護保険料が変わっております。

介護保険は、介護が必要な高齢者とその家族をみんなで支えていく制度で、公費（国、県及び市町村）と40歳以上の人に納めていただく保険料が財源となっています。そのうち、65歳以上の人（第1号被保険者）に納めていただく保険料は財源全体の18%を占めています。平成12年度にスタートした介護保険制度も今年の4月で4年目を迎え、その間、介護が必要な多くの人に心身の状態に応じた介護サービスが提供され、家族の負担が軽減されてきました。しかし、今後も介護を必要とする人は増えることが予想され、それにともない介護サービス利用量の増加が見込まれています。また、高齢者が少しでも長く住みなれた地域で生活をおくるために、さらなるサービスの充実が求められています。そこで、大切な財源である、65歳以上の人の保険料が見直されました。安心した老後をおくるために、そして介護を必要としている人に、充実したサービスを提供するためにも、今後も保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

平成15年度～平成17年度の所得段階別介護保険料

平成15年度から平成17年度までにおける、65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料の額は、所得に応じて次の5段階のいずれかに決まります（低所得の人の負担が重くならないように配慮されています）。

なお、平成15年度から、第4段階と第5段階の境界となる基準所得金額が250万円から200万円に変更されています。

| 段 階 | 対 象 者 | 平成15年度～平成17年度 年額保険料 (月額保険料) | 参 考 |
|------------------------|---|-----------------------------------|------------------------|
| | | | 平成14年度年額保険料 (月額保険料) |
| 第1段階被保険者 (基準額×0.5) | ◆ 生活保護の受給者 ◆ 老齢福祉年金の受給者で、なおかつ世帯全員が市町村民税非課税の人 | 27,000円 (2,250円) | 19,430円 (1,619円) |
| 第2段階被保険者 (基準額×0.75) | ◆ 世帯全員が市町村民税非課税の人 | 40,500円 (3,375円) | 29,145円 (2,429円) |
| 第3段階被保険者 (基準額) | ◆ 世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の人 | 54,000円 (4,500円) | 38,860円 (3,238円) |
| 第4段階被保険者 (基準額×1.25) | ◆ 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人 | 67,500円 (5,625円) | 48,575円 (4,048円) |
| 第5段階被保険者 (基準額×1.5) | ◆ 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人 | 81,000円 (6,750円) | 58,290円 (4,857円) |

* 基準額：市町村で必要とする総介護サービス費用のうち、65歳以上の人の保険料で負担すべき分（約18%）を、市町村内に住む65歳以上の人の総数で割って算出した額です。

介護保険料の納期

| 納 期 | 4月 (第1期) | 6月 (第2期) | 8月 (第3期) | 10月 (第4期) | 12月 (第5期) | 2月 (第6期) |
|-----|---|-------------|-------------|--|--------------|-------------|
| 摘 要 | ← 仮 徴 収 → | | | ← 本 徴 収 → | | |
| | ○仮徴収…本年度の年額保険料は、前年の所得などをもとに確定しますが、その年額保険料が確定するまでの期間は、暫定的に前年度2月分（普通徴収の場合は12月分）の保険料と同じ金額を納めていただきます。 | | | ○本徴収…年額保険料が決定したら、そこから仮徴収分（4月、6月及び8月徴収分）を差し引いた残額を10月、12月、2月の3期にわけて納めていただきます。今回見直された保険料の年間差額分も半期に振り分けられることとなります。 | | |

《問い合わせ先》大崎町役場 高齢者対策課 TEL76-1111（内線131）